

【総合政策部関係】 【会計課関係】

議案第 78 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 5 回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 債務負担行為で確認をさせていただきます。

土肥分校の下宿運営事業の補助金の債務負担が出ております。これは交付要綱の第 3 条に定める額ということで、明記はないんですけど、何名分を予定しているということでしたか、確認です。

A こちらにつきましては、10 名を想定しております。

Q 他の議員さんとの共有という意味で確認なんですけど、今下宿先が、女子寮が 1 件、男子寮が 2 件ということで、部屋数がそんなたくさんないんですよ。

仮に 10 名が 3 学年で 30 名というと、ちょっとキャパオーバーするのかなという中で、地元としても、いろいろお願いはしてるんですけど、その辺の情報というのは把握されているでしょうか。

A 現在、約 20 名下宿生がいらっしゃって、下宿先自体の数が増えてないというか、そこら辺は協議会というかそちらの方でいろいろ頑張っていただいと伺ってるんですけども、実際に市の方で、それについて動いてるところはございません。

Q 県立高校ですので、静岡県と共有しながらやっていかなきゃならないものなんですけど、15 名を 2 年続けて下回ると募集をしないということで、実は昨年、ちょっと大変で危険な状況だったんですけど、何とかクリアしたということで、もう少し下宿の PR もしていかなきゃならないなと考えてます。地域未来留学にもお金を払ってますよね。その辺で何か、下宿生を集める情報みたいなものは、もしあったら教えていただきたいんですけど。

A こちらの地域未来留学に関してなんですけども、伊豆総合高校の土肥分校で、県と一緒に Web とか、そういうもので PR をしている状況です。

そちらで今年の 8 月ですけれども、学校説明会を実施いたしまして、県内で 28 名、県外から 6 名の参加があったということで、また、そちらが令和 7 年度の入学試験に繋がるような形で、学校の方とも協力していきたいと思っております。

（委員外議員）なし

（討議、討論、採決）後ほど、建設部、産業部、危機管理課、産業部、総務部所管分と併

せて行う。

【建設部関係】

議案第 68 号 令和 5 年度伊豆市水道事業会計決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 116 ページをお願いします。改良工事の概要が 500 万円以上、12 件載ってますけれども、500 万以下まで含めると、何件ぐらいあるんでしょうか。

A 工事の件数ですけどもこちらに書いてありますが、水道事業会計決算書の 124 ページをご覧ください。令和 5 年度水道事業資本的収支明細書のページになりますけども、こちらの下段の資本的支出、1 款 1 項 1 目の総配水設備改良費、2 節の工事請負費、こちらが全体の工事になっております。ほぼこちらの工事に関しましては、入札にかける工事ということで、建設改良については、500 万円以上ということでこちらに載っているのがすべてです。

Q そうすると計画的に布設替えとか更新をやっていく上で、今これが限界というところでしょうか。工事全体が。

A 今現在こちらで令和 5 年度は 2 億円ほどの工事をやらせていただきました。こちらの予算を作る中でも水道事業ですと、料金収入をもって建設改良、それから維持管理を行う中で、現在の料金水準ですと、やはり 2 億円程度。また職員が設計施工管理までやるとなると、今の職員人数からも考えますと、やはり 2 億円程度が、今現在の水道事業の運営状況では、精一杯頑張ってる部分になるんじゃないかなと判断しております。

Q 同じ工事のところなんですけど、こちら建設課とか学校とか、そういった工事は大体 JV みたいな形で、市外の大きなところが入ってるんですけども、これらの水道の工事は、市内業者の落札率っていいですか、そういったところはどのようになっているのでしょうか。外の業者がどれぐらい入ってるかとか、その辺を教えてくださいませんか。

A こちらの水道管の布設替工事につきましては、すべて市内の業者となっております。

Q 決算書の 115 ページに、職員に関する事項というのがありますね。

令和 5 年については 3 人増ということで、なかなか職員を集めるのも難しいというお話は聞いてるんですけど、やはり 3 人増えたというのは、何か理由があったんでしょうか。それとももともと足らなかったけどやっと集まったのか、その辺だけお聞きします。

A この3人ですけれども、令和4年度までは、水道事業と簡易水道事業とふたつの事業を持っておりました。それを、令和5年度からは、簡易水道事業を上水道事業に統合しました。実質、この3人につきましては、簡易水道事業で雇ってた職員がそのまま統合して移ったということで、実質上下水道課としての職員の人数に増減はございません。

Q そうすると、仕事の内容なんですけど、水道事業と簡易水道事業って、場所が違うだけで仕組みは同じなのかなと思ってんですけど、その辺が統合したことによって職員の混乱みたいなものっていうのはなかったんでしょうか。

A 基本的にございせん。簡易水道事業と上水道事業の違いですけれども、水道法の中で給水区域内の人口規模によって5001人以上が上水道、それ未満が簡易水道事業と便宜的に区分されているだけですので、職員の動きとしては上水道、簡易水道、施設それぞれ区分けして仕事してるわけではなく、一緒に動いております。今回人の動きとしては、全く変わってない状況となっております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第69号 令和5年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 温泉の関係で、民営化に向けていろいろ動いてるんですけど、令和5年度の取り組みについて、総括というか、そこを再確認させてください。

A これまでの経緯も含めて、ご説明させていただきます。

土肥温泉事業のコンセッションに向けての動きですけれども、令和3年度から基本構想的な部分から参りまして、令和5年度につきましては、温泉事業のデューデリジェンス及び事業支援の推進ということで、主にデューデリジェンスというのは、資産評価、土肥温泉事業としてどのような資産を持っているのか、資産を財務的な部分とか、法的な見方とかも含めて資産評価をして、これを民間事業者との対話の中で使うために準備をさせていただきました。

それと合わせましてマーケティングサウンディングということで、民間の方が投資していただけるかどうかという調査も含めて、やらせていただきました。

それと合わせて、市が民間への移行を考えているということを、利用者の方に説明会も 12 月ごろ行っております。そのような流れを受けまして、3 月議会で実施方針条例を、議員の皆様に議決をいただきました。

現在、令和 6 年度については、実施方針を策定いたしまして、特定事業の選定、そして事業者からの提案を受け付けているという状況となっております。

Q 条例改正を行ったわけですけど、説明会 2 回開きましたよね。ちょっと疑問に思ってしまうような意見もあったんですけど、何かあったらこちらの方までみたいなこと、何かそういう意見ってどんなものがあったんでしょうか。

A 説明会のときにいただいたご意見というのはございますけども、それ以外に直接私も事務局へのご意見等は、届いておりません。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 70 号 令和 5 年度伊豆市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 173 ページ、お願いします。監査委員の意見として、計上指標の推移が令和 4 年度から令和 5 年度に、99.3%から 80%に急激に減少しているというような指摘があったんですが、これは上下水道課長としてどのようにとらえていますか。

A 決算書の 173 ページ。こちらの方に経営指標の推移ということで、そのうちの経常収支比率、こちらが左側から令和 5 年度、そして令和 4 年度と、99.3%から 80%に落ちているということで、まずこの経常収支比率の計算ですけども、経常収益割る経常費用ということで、この場合ですと、収益よりも費用がかかってしまっているということで、もう少し平たくいえば、料金収入とか繰入金なども含めた費用で、どの程度賄えているのかとなります。非常にこの数字を見ると経営状況が厳しいということで、費用を節約する

というのも必要なことですが、やはり料金収入それから下水道に関しましては、利用者が負担する部分と公益にかかってくる部分もあり、繰入金の割合ですが、そちらがやはり非常に厳しい状況となっているのではないのかとのことで、今後の経営状況の見直し、喫緊の課題になってくるのではないかと考えております。

Q 大変厳しい経営状況だということで、委員長の行政視察報告にも出てきましたし、他の議員も一般質問もされてました、柏市のウォーターPPP、それに向けて、何か今現在考えていることはあるでしょうか。

A 総務経済委員の皆様で柏市へ視察に行かれて、柏市と伊豆市とでは規模は非常に大きな違いはあるということを伺っておりますが、今後も国の方針として、やはり民間の力を活用していかなければいけないということで、ウォーターPPP 長期継続な契約、性能発注、そして維持管理更新の一体マネジメント、プロフィットシェアの利益が出た場合、シェアすることができるとということで、柏市の場合は流域で施設がなかったと伺っておりますが、私どもの方ですと、やはり施設があります。そちらの維持管理について、今現在、長期継続契約3年でやっておりますが、それを長くすると合わせて、やはり維持管理と更新をただ仕様書に基づいて維持管理していくのではなく、やはり性能発注というのも踏まえて、もう少しブラッシュアップして整理していくことができるのではないかな。もちろん今現在、施設ごとで契約本数も多くなっておりますので、その辺も一体的に含めてできるのではないかと考えております。また、それをするにあたってはやはり施設の、例えば今現在進めております、農集排と特環下水の統廃合も必要になってきますし、流域で広域という考え方も合わせて必要になってくるのではないかと認識しております。

Q そうですね、やっぱり広域的に考えていかなければいけないということと、私、視察行ったときに一番よかったと思うのが、地元の水道業者さん、下水道業者さんの意向をすべて酌んだ上で進めたということを聞いたんですが、その辺も大切だと思いますが、いかがでしょうか。

A まず、これ災害が起きた場合もそうですが、なかなかよそから伊豆市の中へ支援というのは難しい中で、やはり地元の事業者にならに寄り添ってもらおうというのは非常に大事なことでと考えております。

今後ウォーターPPP、その先にはコンセッションという考え方もあり、目的会社の中に地元の方が入っていただけるというのは非常に心強いことかと思えます。

Q 水道事業も同じなんですけどもこの下水道事業も、固定費の割合うんと大きいと思う

んですよ。令和5年度、固定費の割合はどのくらいですか。

A 水道、下水とも、やはり装置産業という形の中で、やはり施設がなければいけないということで、固定費率が非常に装置産業ということでは、高い比率を示してると思っております。

Q いきなり質問ですから率は計算しなければわからないと思うんですけども、人口が減ればこの固定費率も上がってくわけですよ。負担する家庭が少なくなればなるほど、高くなってるわけですね。それを今度は残った方々がそれを負担しなきゃならないということで。ですから今後の問題として、やっぱり何年か前に、下水道料金上げましたけども、今後もそういうことをせざるを得ない。しないともたないっていうことは考えられるんですよ。いつになるかわからないけど。

A これから人口も減っていくということで、料金収入が減っていくということは伊豆市においても、全国的にも同じようなことがいわれております。特に人口減少が著しく減るとされる伊豆市については、その影響は非常に大きいと感じております。その中で先ほども説明しました、いかに施設整備を効率よく進めていくかということで、統廃合による経費の節減。そうはいってもやはり足りない部分というのは、利用者の皆様にご負担いただく部分、下水道に関しましては、公益に関わる部分ということで一般会計にご負担を願う部分との細かい計画、こちらについて進めていかなければならないと思っております。

Q 決算書が173ページの経営指数の推移でありますよね。これを見る限り、固定費は上がるし、数値的にもすごく悪化してますよね。

そうすると委員がいったとおりに、最終的には水道料金の値上げっていうことが、もちろん限りなく予想されるんですけども、そうすると、我々としては、自己防衛という形で、簡易水道だとか井戸ですよ。そういうのに移行する人も結構いると思うんですけども。

A 下水道料金につきましては、基本的には水道の使用量に準じた形で皆様からいただいております。蛇口から出た水が、流しへ流れていくということで一般の家庭ですと、ほぼ水道の使用量イコール下水道の使用量となっておりますが、その中でも井戸とか、自分たち個人でお持ちの水道とか、そういうものが下水道へ流れる場合は、別途料金の方をいただいております。

従いましてそういうものも含めて、料金シミュレーションをして、今後料金の設定を考えていくことになるかと思います。

Q 特別会計決算書。ここに改良工事の概要というのが出てまして、ほとんどがその処理施設の関係が多いんですけど、そこで確認なんですけどね。ポンプの交換とかも行ってるんですけど。下水管自体の更新というのはどんな状況になっているのか、伺います。

A 決算書の 174 ページと次の 175 ページ。174 ページが委託料そして 175 ページで工事を記載させてもらっております。主に委託料は、処理場の施設の改修工事も含め、日本下水道協会へお願いしている部分が多いと思います。設計、施工、管理まで含めて委託しており、こちらの委託料に金額を載せてございます。

それ以外に、直接自分たちが管路に関する工事については、175 ページの工事費の中に記載させてもらっております。今現在、これ以上下水道区域を広げるという方向では、事業は進めておりませんが、175 ページの上段から見ますと、下水道管渠更生工事ということで、大平ハイツを区域に含めるうえで、大平ハイツ自体で整備した管路が老朽化してるということで、そちらを更生、新たに補強したようなイメージになろうかと思えますけども、工事を行っております。

その下につきましては、主に先ほどからいっております加殿の農集排を流域へつなぐための管路の布設工事となっております。

Q 大平地区については、古い下水管の改修を行っているということだったんですけど、下水管自体もすごく長く、かなり古いものもありますよね。

水道の場合には漏水でわかるので、先ほどの石綿管の更新みたいなことはあるんですけど、下水自体のその老朽化率、下水管自体の老朽化率は、なかなか目に見えてこないものですから、地震なんかの被害状況を見ると、これもしっかりと対応していかなければいけないのかなと思い質問させていただいたんですけど、例えば大雨が降ると、マンホールから水が出るような映像などをよく見るんですけど、その辺を含めて伊豆市の下水管の老朽化の状況というのはどういうふうになってるのでしょうか。

A 伊豆市の下水道も昭和 50 年ぐらいからということでそれなりに年数は経っております。柏市でも多分やってらっしゃったかと思いますが、管路のカメラによる調査、を行っております。

今現在は修善寺地区、特に流域下水に関しましては、下流の伊豆の国市、函南町への影響も考えられますので、そちらを優先してカメラ調査を行い、もしそこから水が染みているようなところがあれば、部分的な補修をしております。

全体的に水道みたいに管路を布設替えするような工事は、やっております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 78 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 5 回)

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 伊豆市のマークのついた資料で、4 ページの害復旧費。資料に災害復旧費の一覧が出てるんですけど、ラフォーレの入り口の陥没したところの工事、これに入ってますよね。これ入ってないんですか。よくわからないので。

A ラフォーレのところにつきましては、まだ現在工法について検討中でありまして、今回の工事費には入っておりません。

Q 全協かなにかで資料をいただいたような記憶があるんですけど、全部資料あったんですって。

A 8 月の臨時議会の際に、災害の 1 回目の補正をお願いしております。その時に、設計委託をしている箇所等として示してございます。その中で災害査定を受けるものとして、今回補正で工事費用をお願いしております。ただ、ご指摘の安竹川については、国道と河川両方の絡みがございまして、また特殊な状況のトンネルの河川となっておりますので、復旧工法を今現在検討しております。

今後、復旧工法を国道も絡みますので県の方に協議を行いまして、工法が決定しましたら、またさらに詳細設計をして工事という予定であります。

Q わかりました。このページには災害復旧費として 1 億 3,000 万円ほどの数字が出ていますが、これはすべて伊豆市持ちなんですか。静岡県と関係もあるところもあるのでしょうか。

A 今回補正をお願いしておりますのは、災害の査定を受けますので、国からの補助金が受けられます。一般的な道路、河川に関しましては 3 分の 2、個人の所有している田畑になります。農地については 50% で、農業施設、水路等になりますけれどもこちらについては 65% が国の補助となります。

Q 同じところをお聞きします。災害があった場合に、例えば、幾ら以上の工事じゃない

と対象にならないってありますよね。40 万円以上にならなきゃ駄目だとか、そこだけちょっと確認させてください。

A 大体 40 万円以上とかそれぞれ災害には金額もありますし、雨量の制限とか、河川ですと水の半分以上いったとか、様々な制限がございますがそれらが全部満たしていれば、市としては災害の申請をするようにしております。

Q 被害を受けた地主さんの負担はどうなるのでしょうか。

A 農地に対する、地主さんの負担ですけども、これは条例の方で定められておりまして、事業費の 10%をいただくことになっております。

Q そうすると、6 月 18 日の豪雨災害、この災害の全部工事が完了するのは、現状どのくらいの期間を見えますか。

A 一応ですね、年度内に完了をしたいと考えておりますが、用地等の関係するところもございますので、交渉次第では繰り越しということになるかと思えます。

(委員外議員) あり

(討議、討論、採決) 後ほど、総合政策部、産業部、危機管理課、産業部、総務部所管分と併せて行う。

議案第 82 号 令和 6 年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 確認です。白岩浄化センターの追加工事になるんですか、機械電気というふうに書いてあるんですけど、ちょっともう一度その説明をお願いします。

A 当初は令和 6 年度にやる予定でしたが、国の補助金が今回予定した額よりも少なかったものですから、それに伴いまして、工事全体の見直しを行いました。議案書の下の変更と、追加という形ではありますが変更の部分、やはり施設を動かしながら、整備を進めていかなければならないということで、下水を受けて処理をしながら土木工事、そして電気工事をしていかなければなりません。今回、当初は短期間でやる予定でしたが、それぞれの工事の絡みがあり、今回工期を延ばすことになり、債務負担を追加及び変更させていただくことになっております。

Q そうするとその国の予算というのは、それによって少し余分についたのでしょうか。

A 逆に当初予定してたよりも少なかったものですから、先送りしたような形になります。
予定していた金額が満額くれば、それで工事が全部完了する予定としていたのですが、満額こなかった。例えば70%とか80%しかこなかったものですから、全体工事ができないということで、残りの部分を翌年度まで延ばすことになり、翌年度補助金がつくであろうという予定で、延長させてもらっております。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【産業部関係】

議案第 78 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 5 回）	【所管科目】
------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 議案質疑のときにも行ったんですけど、ちょっと確認で宿泊業の経営力基盤強化についてですけど。ずばりこの文字をヤフーで入れると、静岡県の市町の取り組みもあるんですけど、秋田県とか出てくるんです。

これ、もともとは国の観光庁か何かに関わって出てる補助金なんですか。それとも静岡県独自のものなんでしょうか。そこまず確認させてください。

A 県独自の補助金と伺っております。

Q それで、市町に投げてこういう補助制度を使うんで、観光事業者を中心に、ヒアリングをして、挙手された方に対しての補助ということだと思いうんですけど、例えば従業員寮の改修とかで使えるという説明だったんですけど、例えばこういうものと空き家対策を合致させて、元旅館がそのまま廃墟になってるんで、そこを違うホテルとかの経営者が買って寮にするとか、そういうものも対象になるような要綱になってるんでしょうか。

制度的なものは、どういうものに該当するのか、伺います。

A 静岡県のこの補助制度につきましては、従業員寮に関しては、更新、今おっしゃってた建て替えに当たる部分と、リフォーム改修がございます。

改修については、その対象施設が築 20 年を超えるものという条件がついております。

建て替えにつきましては、共同事業体に取り組む場合にはその共同事業体、例えば旅館組合が寮を新設する場合には、その組合員の中で、耐用年数を超える従業員寮を保有していなければならないであるとか、そういった条件もございまして、今おっしゃっていたような、空き家対策的にどこかをその寮に変えてっていうところはまず購入をしなければならないです。

借地というか、賃貸のものは多分対象にならないので、その団体が保有してるものじゃないと、補助の対象にはならないと思いますので、とはいえ空き家になったものが、耐用年数を超えてるかどうかというところもございまして、詳細について今おっしゃっていた空き家を例えば買い取って寮にするのが、この補助の対象になるかどうかというところを、まだ詳細は把握しておりませんので、確認はさせていただきたいと思います。

Q 熱海市を見ると、これ9月ではなくてその前の議会で承認をしてやってたと思うんですけども、そのタイムラグについては、伊豆市がこのタイミングっていう、その確認をお願いします。

A この県の補助制度が施行されましたのが今年4月でありまして、この連動した制度を各市町が作らないと、県の補助の対象にならないということで、この補助制度に対応したものを、各市町は補正対応で創設しております。

当市では5月以降、この県の補助制度が開始されたというその制度の周知も含めまして、事業者のニーズ調査を行ったところです。制度の理解に時間を要することや、事業費の資金調達が必要となるため、即座に事業の実施可否を判断できない、また検討の時間が欲しいというようなご意見を、事業者の皆さんからいただきました。

このことから、事業者の皆様にご検討いただく時間を設けて、ニーズの把握に努めて参りましたことから、今回の補正でお願いするということになります。

Q 農林水産費になるんですけれども、農業農村整備費の県単独の農業農村整備調査費を負担金の増ということなんですけれども、負担金の増ということになると、その事業が拡大あるいは新展開されるかなと思うんですけれども、詳しい内容を教えてください。

A こちらの負担金なんですけれども、こちら県と連携いたしまして八木沢地区の基盤整備についての調査費となっております。

当初総事業費200万円のうち2分の1、市が100万円を当初予算で予算化したんですけども、昨年の令和4年の12月に仮同意を地権者の皆様からいただいて、事業範囲が大体確定いたしまして、課題でありました盛り土台の仮置き場も口頭で了解をいただきましたので、今回事業をさらに進めるために、概算事業費を算定するための設計委託費、

こちらが 200 万円必要になったと、県からございまして、増額分の 200 万円のうち 2 分の 1 の 100 万円を県から求められましたので、今回は補正でお願いすることになりました。

Q その基盤整備なんですけれども、前にも聞いていると思うんですけれども、もう一度その目的を教えてください。

A この八木沢地区、水田、畑が荒れてるところもありまして、そちらを高収入の果実に変換、水田を畑に変えるための基盤整備のための事業となります。

(委員外議員) あり

(討議、討論、採決) 後ほど、総合政策部、建設部、危機管理課、総務部所管分と併せて行う。

【危機管理課関係】

議案第 78 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 5 回)	【所管科目】
-------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 災害対策費の感震ブレーカーの設置事業費補助金ですけれども、まず設置に関する補助率と補助額の上限を教えてください。

A 補助率ですが、これは大きく分けて 2 つ設定してございます。

まず通常の方につきましては、対象経費の 3 分の 2 以内で上限が 3 万円です。

もうひとつ、65 歳以上で構成されている世帯につきましては、対象経費の 4 分の 3 で上限 5 万円と設定してあります。

Q 65 歳以上で構成されているということは、全員が 65 歳以上ということよろしいですか。

A そのとおりです。

Q 次に申請方法ですけれども、事前申告なのか、そういうことを教えてください。

A 申請方法につきましては通常の補助事業と同じく、事前に交付申請書を提出いただきまして、こちらから交付決定を発行し、事業を進めてもらいまして実績報告、そして交付確定、請求書の提出という形で、補助金交付要綱は設定したいと思っております。

Q 最後に開始時期はいつからになりますか。

A 補正予算成立後速やかに開始をしたいと思っております。できれば10月1日をめどに補助金の申請の受け付けを開始したいと思っております。

Q 常備消防費のところですか。

金額が7万7000円になっていますが、この内容について、駿東伊豆消防組合への負担金の説明のところを、詳しくお願いできますか。

A こちらの補正予算ですが、まず児童手当法の改正に伴いまして、現在駿東伊豆消防組合で入れているシステムでは対応ができないということで、こちらの給与システムの改修が必要になったということになっております。

全体の経費、これ伊豆市が7万7000円ですが、総額で71万5,000円を構成市町で案分して負担するということになっております。伊豆市でそれを案分した後が7万7000円の負担金を補正させていただいて、対応したいと思っております。

Q これ駿東伊豆消防組合の職員の方たちの給与に関して、児童手当が改正されたのでそれを、システム改修して支払う、そのための必要なシステム改修に関して必要な負担金が増えたということですね。

A その通りです。システム改修のための負担金です。

(委員外議員) あり

(討議、討論、採決) 後ほど、総合政策部、建設部、産業部、総務部所管分と併せて行う。

【総務部関係】

議案第64号 令和5年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
--

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第71号 令和5年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第72号 令和5年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号	令和5年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第74号	令和5年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第75号	令和5年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第76号	令和5年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第77号	令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)	【所管科目】
------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 伊豆市マークのついた資料の3ページに、総務費として、生活保護総務費、物価高騰対応重点支援給付金に係る時間外手当の増額ということがあるんですけど、よくわからないんですけど通常の業務の中で残業したものではなくて、別枠で取ってるということになるのでしょうか。その辺の説明をお願いします。

A 時間外につきましては通常業務と合わせての時間の予算ではあるんですが、今回のこの補正に関しましては、今こちらでお示ししている国の物価高騰対応重点支援事業交付金、これだけに伴う事務の時間外について申請をさせていただいてるところになります。

Q そうすると、新たに外部から人を入れたのではなく職員であくまでもやったということでしょうか。

A この事業につきまして原課から聞いているところだと、支援給付金の窓口は、いきプラザの委託業者に請負委託をして申請を受けてるんですけど、そのあとの口座の入力チェックや、申請の添付書類のチェック、こういったものが対象者の数も約6400人いるということで、通常の時間内では収まらないぐらいの書類の業務量があるということで、今回補正をさせていただいてることでございます。

Q 支出についてわかりました。

歳入について、この項目はないんですけど、これは国からの手当みたいなものではなく、

市独自で行ったということでしょうか。

Q すみません、時間外につきましては、国からの助成等がなくて、あくまでも伊豆市の費用になります。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 83 号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 確認でございます。報酬審議会からの答申もあったんですけど、予算の範囲内ということで、施行が 11 月 1 日からで、要するに予算にも影響がないという範囲の確認なんですけど、そこを改めてもう一度伺います。

A 今年度予算でできるようにしております。

Q この条例を上程するまでいろいろ検討されたことがあると思うんですけども、ちなみに、年金受給議員とそうでない若い議員と、報酬に差をつけるというような検討はされたのでしょうか、されなかったのでしょうか。

A 算出するときに際して、そちらは計算をしておりません。

ただ、報酬審議会の中で、委員からそういう議題というか、話題が出たというのは記憶しております。

Q おそらく、すごく煩雑な計算になると思うんですけども。今後、検討する余地があるのかどうか、総務課長としてお聞きします。

A その時の議員構成とかそういった部分で、果たしてその計算が該当するのだろうかというところも、これは検討の余地になってくるかと思います。

そういった意味でいいますと、今回、久しぶりに報酬審議会を開いたところもあるんですけど、やはり定期的な報酬審議会の開催の中で、そういったところも検討していく必要があるのかなと、今は思っております。

Q 私なんかはですね、どんどん年金が減らされるだけで、なんか、国の負担より、伊豆

市の負担をなくしたほうがいいかなと思って、今後も、もしかしたらお聞きすると思いますのでよろしくお願いします。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) 杉山(武) 委員

(採 決) 挙手多数。原案可決。

【意見書等】

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

(意見陳述) 静岡県労働組合評議会 Bさん

(質 疑)

Q 今の説明で、中小企業が大半を占めている中で、中小企業としてはなかなかその従業員に、たくさんお金払うのはきついという意見の中で、それは国に別枠で要望していくというようなニュアンスの説明がありましたが、それは具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。

○陳情者 中小企業支援の中身ということですね。資料の11ページになります。助成金の支給とか、社会保険料の減免というのは非常に効果的だと思います。中小企業の方とお話をしますと、「まずこれがきついんだよね」といってますので、ここが非常に大きいかなと思っています。

それから提言の第二公正取引ですが、これは先ほどいいましたように、多重下請け構造で、「下請けいじめをやめて欲しいんだよね」というような話も聞いてますので、そこで利益を出すためにはどうしたらいいかと考えたときに、価格転嫁できないような状況で、今、価格転嫁をするようにと、経団連でも指導をしますけれども、価格転嫁はしないのが当たり前みたいに30年間きていますので、そのところを変えていかないと、まず経済がまわっていかないだろうと思います。

賃金を上げていかないと、やはり購買力が伸びないわけです。購買力を伸ばさないと、生産性も上がりません。そういう意味でも、ちょっと大変かもしれないけど1回導入して賃金を上げるような形で、政策を作ってほしいと思っています。

以前、他の市議会ですけれども、極論をいえば賃金を負担するような形で、賃金に対す

る助成金の支給をしてもいいんじゃないかと思っていますといったら、それはおかしいのではないかといわれたことはあるんですけども、経済がここまで疲弊してきてしまうと、いつときそういうことを投入すべきなんではないのかと。そこまで来てるんじゃないかなと思います。

海外は、物価が上がったときに賃金も当然同じように上がるという経済構造を持っていますので、今、最低賃金だって、日本はようやく 1,000 円を超えて、30 年までには 1,500 円にしようみたいな話になってますけど、2,000 円超えてるところもとつくにあるわけです。そうすると、そちらで稼いだ方がいいといって出稼ぎに行ってしまう若者が今増えています。オーストラリアで、ワーキングホリデーも結構大変な状態にはなってるみたいですが、それでももらえるものが違うとか、日本にいても、あんまり展望が見えないということになったら、じゃあ海外で頑張ろうかなというふうになってしまったのかなと思います。

Q 今の冒頭の説明で、まずは上げることが大事だということのお話だったんですけど、社会保険料の減免などで、後で追いかけて調整していくということでしたが、私も自分が商売してるものですから、自分の責任で商売を始めてずっとやってきてました。

今仲間に聞いても、コンビニ経営の方などは、「社会保険料ももちろん大変なんですけど、時給をあんまり上げちゃうと非常にきついんだよ、こっちの仕事がもたないよ」ということで、同時進行でいけばいいんでしょうけど、先に上げて後から国にお願いして追いかけるということになると、そのタイムラグが出てきてしまうと、今度中小企業或いはそういう小さな会社や事業所などは、またそこはそこできつくなってしまうということで、非常にバランスをうまく取らなければいけないっていうのを感じております。そのバランスについてはどのようにお考えでしょうか。

○陳情者 コンビニ経営の方に私はたいへん怒られたことがあります。「最賃ばかり上がっちゃって困るのよね」って、「もう結局家族でやんなきゃならないから休みも取れないわよ」ってすごく怒られたことあったんですけど、確かに大変だと思います。

日本の政府の助成金とかというのは、生産主義です。こういうものをやったからそれに対して支給しますということになってます。それを逆転させるしかないと思います。先に支給するからこれで賃金上げて頑張ってねっていうふうに、切り替えるってことも必要なのではないかと思っています。

Q 日本はね、失われた 30 年ということで賃金も上がらないし、それで物価も現状維持ということでデフレが続いたってことですね。それで一気に安倍さんになってアベノミク

スから始まって、今の岸田内閣にも時給を上げようということで、やっと今年は 50 円になったということです。静岡県も 980 円から 50 円ということですよね。そして 47 都道府県においても、比較的安いところが 50 円以上に上げたというのが今現実です。

そうしますと、先ほど小長谷委員が質問したとおり、大都市は物価も高いし賃金も上がってるんだけど、地方においてはまだデフレ現象が続く中で、一気に上げちゃうと、大都市の場合、大企業の場合はいいいんだけど、地方の場合とか中小零細企業、家庭内でやってる人たち、そういう人たちはいっぺんに時給が上がっちゃうと、とてもじゃないけど、厳しいだろうなという予想はします。

そうすると、地方とか中小零細の人たちには、どういうことができるかと皆さんはお考えでしょうか。その辺をお伺いします。

○陳情者 中小企業支援の強化ということは、先ほど見ていただいたその中身に尽きますけれども、やはり早め早めにその支援の手を差し伸べるということで、先ほどお話ししたけれども、財政投資をしましたよということを見て、結果が出たからそれに対して支給をするというような、今までの支援の仕方ではなく、このお金を使って賃金を上げて改善をしてくださいという形で、支援をしていくということの方が効果的だと思います。

日本は 90%以上が中小企業ですので、中小企業中心に経済政策ですとか行政で施策を練っていただくこと、それが筋だと思うんで。ですから中小企業がどうやったら事業を継続していけるのかと、そういう抜本的な対策を、国が中心となつてつくってほしいというのが、今回の意見書を上げていただきたいという、大きな理由のひとつになっています。

Q もう 1 点お聞きしますけども、特に日本の場合は先ほどおっしゃったとおり、95%以上が中小零細企業です。ドイツでは、中小企業というのは 60%なんです。だから、日本の政府のやり方も、中小、家庭、零細、俗にいうゾンビ、その人たちをもう少し大事に育てなかったっていうこと。そして、大企業も下請け孫請、これもいじめてそういうような形ができたわけです。

ですから、ゾンビ企業であっても、零細中小であっても、もう少し国と同時に皆さんからもそういう企業をもう少し成長路線に上げるとか、時給を上げて営業が成り立つようなことをアドバイスとか提案が、僕は大事だと思いますけどその辺はいかがでしょうか。

○陳情者 おっしゃるとおりだと思います。特に静岡県は 99.7%中小企業ってあってまし

たのでそうだと思いますけど。ということはもうみんな同じということです。であれば、もうその中小企業が生き延びるための、その政策を県としても行政としても立てるべきでしょって話はよくしています。やはり経済構造をかなり変えていかないと、これはなかなか進まない問題かなと思いますが、一長一短にはできないかと思います。ただ、地方で静岡はものづくりの県だといわれていますけど、すごくその中小企業の中に技術的にもそれから伝統的にも大事な事業ってあると思うんです。それをつぶさないで、持ちこたえて続けていくためには、後継者を育てなきゃいけません。そのためには、働いた人がそこで生活できるような状況を私たちが獲得して、そこで生きていけるようにしていかないといけないので、そのためにも、賃金を引き上げるということは大事だと思います。

そのためには最低賃金は賃金の基準になるわけですので、ここを引き上げていく。最低賃金の話ですので、贅沢をしようとかそういうことではなくて、働けば生活できる賃金を引き上げていくことがすごい大事なかなと思いますし、そのことが中小企業の経営と地方の事業を盛り上げていくことに繋がると思っていますので、賃金を上げたら中小企業大変なんだ、はわかるんですけど、そうならないために、政府に向かって何とかしてちょうだいと、私たちがやっていくためには必要なことだから、もっと援助してくださいっていうことを、要求していかないといけないと思います。

大企業はもう内部留保もどんどんどんどん増えてます。大企業の保護政策は、もういい加減いいでしょうと。そうではなくて、もう90%以上、地方においてはほとんどが中小企業なのだから、そこに対する政策をもっと強化してくださいということを、地方から求めていかないといけないと思っています。

(意 見) 意見書の一部修正の意見あり。

(採 決) 挙手全員。意見書案を一部修正し可決。

【請願審査】

請願第1号 伊豆市に於ける有害鳥獣捕獲作業出役手当に関する請願書

(補足説明) C議員

(意見陳述) Dさん

(質 疑)

Q 現状にみあった額というのは我々にはわからないんですけれども、9月定例会の決算で、令和4年度と令和5年度の比較をしたら、シカが100頭、イノシシが200頭の捕獲が減っているような状況なのですが、この費用が少ないということで、捕獲意欲がなくなる、減ってしまう、失せてしまうということが、捕獲される方々にとってどれほどの大きなものなのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○D 請願者 伊豆市の1300円だから私は行かないと、はっきりいう人はいません。

しかし先ほどいいましたように、私は伊豆の国市の捕獲にも呼ばれていて、そちらにも参加するんですが、伊豆市より上なんです。それから、伊豆市のシルバー人材センターのホームページを見ても、草刈作業で6,500円からとの金額も出ています。大の大人が1日朝8時から大体夕方4時、5時までこの作業をするんですが、出役日1,300円というのはあまりにも…。ガソリンも今1リットル170何円します。それを考えたときに、とてもじゃないけど、というところから来たことです。

Q ちなみに、伊豆の国市は幾らなのか、請願者が調べたところで教えていただけませんかでしょうか。

○D 請願者 3,500円です。

Q そこを踏まえた上で、これから審議させていただきます。

Q シカやイノシシを捕るなど、先ほどクマの話もあって、やはりクマなどの話題が出るから、それでクマを1匹捕まえるにも安い金額で、とても合わないからといって誰もやらないと、結局被害が広がるばかりになってしまい問題になっていますけれども、やはりそういうことがあるからかなと最初は思いましたが、今お話聞いたら、前からそういうお話があったとのことで、例えば、銃を持って狩り行くってことですが、例えば1回でだいたい何人ぐらいが出て、何匹ぐらい捕れて、そのうちの幾らかは多分収入になると思いますけれども、大体どのぐらいの数字が平均的なのでしょうか。

またその近隣の市町の現状というか実情も教えていただければと思います。

○D 請願者 例えば人数的には、今中伊豆地区ですと、平均すると5人前後です。銃の所持者が減ってることと、それから仕事の都合で合わない、日曜日がお休みでない。実施してるのは大体日曜日です。ですから仕事で参加できないとか、そういう方もいます。それからクマで8,500円で安く、それじゃ安いからできないっていうのは、やはり危険ですよ。

シカの場合はそんなに危ないことはありませんが、イノシシの場合は、時には向かってきますので。中伊豆でもわなをやっている方が何人か牙でやられたいて、そういう危険

性もあるし、危険手当的なところもあります。

そのようなことも考えて、例えば捕ったものが確保できたときに、1頭当たり7,000円。何頭捕れるかはその日によって違いますし、例えばイズシカ問屋にこの捕獲したシカ等を出すとしても、銃の場合はどこに玉が入ってるかわからないので、頭とか首に入っただけは引き受けてくれますけど、それ以外に入っただけは受けてくれません。だから、1頭捕れたら7,000円っていう勘定です。そのような状態です。伊豆の国市も大体同じですねその辺は。

Q 例えば、今までやっていて事故などもあると思いますが、やはり高齢化していくということで、若い人もなかなか入ってこないというお話を聞いてますけれども、理由としては、やはり報酬が少なかったり、危険手当みたいなものもなかったりということなんじゃないでしょうか。

これは僕の意見です。僕が昔、近所で猟をしてる方からお肉をもらったことがあるんですけど、結構楽しそうだったんで、趣味でやってるものなのかと思っていましたが、その辺、話を聞いていくと、農家が畑や田んぼを荒らされるので、そういうところで捕獲することで農家の被害が減っているんで、伊豆市の説明を聞きますけれどもやはり被害額が幾らぐらいあって、どのぐらい被害が減ってるっていう数字が出てくるので、すごく効果はあるんだろうと思いますけれども、その辺はどうですか。例えば、新しい人が入ってこないとか、その辺の話もしわかれればお願いします。

○D 請願者 まず銃を所持することに関しては静岡県公安委員会の許可が必要になりますが、その辺もかなり今厳しくなってます。だから私たちが銃を実際持っていますけど、警察に身分を保障されてるようなものだからと、よくいいます。

それで、新しく銃を持ってやろうという若い人たちが最近はいないんです。わなの場合には、公安委員会の許可はいらないので、意外と多いので、この次の猟期には、中伊豆ではわなの方が3人増えることになっています。中伊豆で銃を持ってるっていう一番若い人で、今年30歳になる方がひとりいます。それより下はもういない。それから上に行くともう40歳以上です。あとはもう私たちや私たちより上の人たちだけです。現状は。とにかく銃の所持許可を取るのも難しいのです。

Q 捕獲にあたって、銃の使用者が減ってるっていうのは、よく耳にする話で、だんだん高齢化してるって話も再三聞きますけれども、現実今、Dさんたちが行っている銃の方たちで、この先見据えたときに今のメンバーがずっと継続していけるかなとの懸念があります。といいますのも、やはり被害が減ってないんです。

一生懸命に何とか捕獲隊の方がやってくださっていますけど、現実家の周りでも、高齢者が丹精込めて作った畑が、一夜でパーになっちゃったとあって、嘆いている声を何件も聞きます。そのような中で、被害があつてからわなをかけるということが多いんですけども、やはり銃猟によってある程度頭数を減らしていくってことが必要だと思っていますので、その辺のところを踏まえて、これから捕獲隊が活動を維持していくための将来展望というか、この先大丈夫なのかそれとも心配なのかなって、その辺のところのお考えいかがでしょうか。

○D 請願者 本当にこれからは減る一方です。例えば伊豆市内をみても、銃を所持してる方の年齢層は、75 歳以上が圧倒的の人数なんです。若い人は本当に少なく、あと 5 年も経たない。今度の書き換えでもうやめるという人が、中伊豆でも何人かいます。その人たちが辞めてしまうと私が一番上になって 4 人ぐらいに減ってしまいます。ですから今の方たちが銃を持って猟をすることが好きじゃないというのか、やらないというのか、中には結婚して子どもが生まれるからもう銃をよしてといわれて辞めた方もいますけれど、なかなかその辺が本当に難しい。これからも減る一方です。それはもう間違いないです。

Q そこで出役手当なんですけれども、高齢化に伴って肉体的に無理だからという方は、手当が上がっても続かないと思いますけれども、ある程度のもうやめようと思ってた方が、もう少し割が合うものだったらやろうっていう可能性が出てくるのか、それとも若い人たちがある程度副業としてやっていけるような手当が出ればという考えもあるんですけども、その辺のところをどのようにお考えになりますか。

○D 請願者 私が請願に金額を入れなかったっていうのは、そこがあるのですが、手当としてもらったから、頑張つてやりましょうっていう人はほとんどいないと思います。

しかし、現状の車の燃料代、弁当代とか、それから発砲した場合の玉代、今 1 発 300 円ぐらいします。それらは今の 1,300 円ではもう到底追いつかないわけなので、それをカバーできるぐらいの金額になっていけば、と私は思います。

例えば先ほどお話あったように、手当と日当としての金額が、例えば北海道の方で騒がれている 8,500 円とかになったから大勢出てくれるかといったら、そんなことはないと思う。だから出る人は出てくれるから、とにかくその経費がカバーできる金額になればいいと思います。ただ現状は赤字になります。

Q 人のためにやってるけど、馬鹿らしくてこんな割に合わない仕事という考えもあるということですね。

Q どっちに質問していいかわからなかったのですが、そもそも銃の免許を取られたのは、かなり前だと思いますが、もともとは趣味の世界で入って銃免許を取ったんでしょうか。それとも捕獲隊という組織ができるから、銃免許を取って加入したんでしょうか。Dさんの場合はどちらですか。

○D 請願者 私は銃の狩猟を始めてもう 50 年になります。その頃は、捕獲隊とかそういうものはありませんでした。駆除で、私が始めた頃はまだ入門編としてうさぎの駆除。それから、シシ、シカとうだんだん上がっていったんですけど、その頃は「駆除やるから来いよ」といわれると、いや応なしで連れていかれた。それが現状です。

Q 想像すると、もともとそういう理由だとか、皆さんが銃を持っているので、市民の方たちが、これだけシカが増えて困ったということで、行政としてみれば、まずはその人たちにお願いをしようと、捕獲隊ができたのかなと想像できるんですけど、そうすると、都合よく使われているのかなというのがありまして、獲物を捕った場合には、補助金も出るから、それでやってくれよみたいなところはずっときていたのかなと推察されるんですけど。かといって、獣の被害は全然減っていないくて、捕獲隊の人数が減っている中で、やはりこれを改善していかなければならないのかと。ただ 1,300 円が 3,500 円になったから、気持ちの問題ぐらいだとは思いますが、この資料によると、平成 20 年に捕獲対が始まっているということで、後で市役所の方にも聞かせていただきますけど、時代が変わってるというのがあり、捕獲等のために、自分の畑や田んぼを守るためにわなの免許取って活動されてる方もいるということによろしいですね。

(所管課説明) 農林水産課

(質 疑)

Q さっき農林水産課主幹から 1,300 円は条例に定められた旅費の半額だとのことで説明がありましたが、これを改正すると条例改正になりますか。

A こちらにつきましては先ほど伊豆市の非常勤職員の報酬及び費用弁償の条例ですけど、こちらを参照として、日当として 2600 円を条例で規定し、半日で半日当として 1,300 円ですが、あくまでもこの数字を使わせていただいでいて、我々が内規として伊豆市有害鳥獣捕獲隊事務処理要領をつくっておりまして、そちらで班長経費 4 万円と、銃猟は 1 日あたり 1,300 円を別途規定しております。先ほどおっしゃった条例を改正することではなく、あくまでもその数字を引用させて準用させていただいてるという考え方でございます。

Q 内規ということですから、条例改正まではいかないという判断ですね。天城に ABC という狩猟隊があるんですけども、これは通称駆除狩りという手法ですね。有害鳥獣の捕獲隊というのは。我々通常駆除狩りというよく聞く言葉なんですけども、平成 11 年ですか。西天城高原で植樹祭がありまして、天皇陛下が通る道路が船場峠から西天城高原に通りました。あれから急に増えてきたんです。それまで、あそこを通る道の田畑には策など何もありませんでした。しかしあれができてから、土肥の方にも下ったと思いますが、天城の方にも下ってきて、そして柿木などもそうなんですけども、みんな柵を設けたんです。それが発端で 20 年に捕獲隊の要綱が決まったのではないかと思いますけれども、酷いものでした。

捕獲隊の人たちが一生懸命やることは、お百姓さんのためになっていることだと思いますで、金額が 1300 円で低いということならば、それを見直すということも必要ではないかと思います。

Q 資料 2 ページの 4 番のところですよ。平成 28 年が出役延人数と支出額が飛び抜けて大きいんですけど、これどういう理由なのでしょう。

A 私も途中この仕事をやっていただけではないので、結果として過去にさかのぼって数字を集計したところ、この数字だったということですが、この年は確か捕獲頭数も今までの伊豆市の中で一番捕れていたもので、何か特別なことをその年度だけやったという記録はないものですから、生息数が多かったということかなという推測をしています。すみません。はっきりとここだけが何でというのはちょっと明確なお答えできません。

Q 平成 27 年から令和 4 年 5 年あります。両方ともだんだん少なくなってるというのは、これを見る限り現実ですよ。

そうすると D さんがいったとおり、伊豆の国市はいつ制定したかわかりませんけど 3500 円で、この 1300 円を引き上げるということは、主幹自身として考える余地はありますか。

A 一日出ていただいて 1300 円、ガソリンが 1 リットル 170 円、玉が 300 円とお話伺いますと、ちょっと安いのかと思いますけれども、捕獲隊に班長会というのがございまして、そこで実際どのくらいの経費がかかるのかは、1 回の猟で玉をどのくらい撃つのかなど、ご意見を伺いながら、検討させていただきたいと思います。

そこで必要点があつて、上げたほうがいいとの判断になれば、上げることもあると思います。

Q 先ほど、1300 円では経費にはならないということだから、上げて欲しいという意見で

した。それで伊豆の国市が 3500 円でした。だからこれは上げてあげることが自然だろうという気がします。費用対効果ですね。経費が幾らかかるか、これを検討するっていいことですが、検討は検討でもすぐ検討して、上げてあげべきだと思いますが、どうでしょうか。

A そちらは、1 回の銃猟でどのくらいかかるかの実績を把握してないところですので、早めにもその班長会を開催させていただき、実態を調査させていただいて、必要なら上げることも考えたいと思っております。

Q 掛かった費用に対して検討するというお話でしたけれども、問題はそれ以上に深いと思うのです。後継者というか、継続的に捕獲隊を、維持していくための取り組みが必要だと思いますけれども、その辺のお考えを含めてということは考えられませんか。

A 当然報償の 1300 円を上げれば、人手不足とかが解消されるとは思いませんので、いろいろなお話を伺いまして、実態と、どういうことを望んでいるのか、そして市として何ができるのかは、班長も、隊員の皆さんからご意見を伺っていただいて、総体的に現状を伺って、市として何ができるのかということを、班長と検討させていただいて実施すべきものは実施していきたいと考えております。

Q 1 ページのところで経費 1300 円。1300 円の根拠がないということですね。旅費の半日分にしたそもそもの根拠も今はわからない。とにかく経費も出ていないし、昔は農家の人が分たちの作物を荒らされるから、自分で銃の免許取ったりして、撃って捕獲してそれを駆除といていたのだと思うけど、その時代と今は変わっているわけじゃないですか。

だからこそうやって捕ったものに対しても 1 頭 7000 円です。それ以外に今 1300 円出してるんだけど、捕れば 7000 円だけど、捕れないときだってあるわけです。だから、たくさん捕ればその分 1 頭について 7000 円掛ける何頭分って出て、それを何人かで分けることもできるんだけど、ゼロのときもあるということだと、今までその何頭捕れたものに対して 7000 円をきちっと払ったかという、データがないの。

それはあるんだ。それならそのトータルで捕ってくれた人たちにその 7000 円をみんなで分けたら、平均でどのぐらいになってますというのがあれば、それにしても少ないねとかもっと上げてあげべきだとか、まだわかるけど、これだけだと確かにもう 1300 円じゃあ足りないよねっていうことしかわからないし、そもそもの根拠がどうだったのかとか経緯がからなので、トータルで判断しにくい。1,300 円は確かに余りにも低いと思うし、一日時給性ということが、タイムカードがないからできないのかもしれないけ

ど、昔みたいに、自分のところの被害だけのためじゃなくて、全体のためにやってもらってるのだから、そういう意味で公共性があるので、税金でこうやってお金出してると思うので、その辺で効果があるものに対してはしっかりお支払いする必要があると思うので、ある程度データに基づいて、本当に妥当な金額に上げてあげて、杉山誠委員もいったように、制度がちゃんと維持できるようにしていかないと、やる意味がないと思うので、その辺もデータの的なものがわかってれば、教えてもらってこれからどうしようかって話で、どうですか。

A 確かに先ほどご説明したとおり平成 27 年度から、この銃猟出役報償ということで支出しております。そこに至る理由というのは先ほど説明したとおり、それまでは、言い方が悪いですが成功報酬というか捕獲実績のみで、これが銃であればわなであれ。そうすると、やはり銃猟というのは巻きがりですと 8 人から 10 人ぐらいが一グループで、半日または 1 日山に入り、多分そこで 10 頭捕るってことはほぼないですね、1 頭から 3 頭。そうしますと、それを単純に出役人数であれば、1 人あたりは多くはないなという意見もありましたし、空振りでゼロということも当然あるわけで、その場合、当時捕獲実績だけですとゼロ円なんです。お支払いする根拠は全くないというお声がありまして、平成 26 年度にそういったご意見を受けた翌年度 27 年度から、報償の算出積算根拠を改めて、隊員割というのを廃止する代わりに、銃につきましては出た日付に応じでお支払いするというので、この 1300 円が始まっております。確かに議長のお話のとおり、積み上げで掛かっている経費をその時点で、猟師の皆様から伺って、1300 円が適正かと、そこまでの深掘りはしておりません。

あくまでも、これは非常勤の職員と同じように出役労働に対する対価というよりは、手当費用弁償に掛かる経費について弁償すべきだということで、拠り所として定額でお支払いしていた。伊豆市の非常勤職員の 2600 円というのは当然ベースと当時なりまして、ただそこを 2600 円ではなくて 1300 円の半分と決めて現在に至っているということでございます。

ですので、掛かった経費について支援しなければならないというのは、当然我々も思っておりますけども、今回請願という形で佐藤様から提出されましたけど、過去の担当にここ 4、5 年のことを聞いてみましたが。なかなかここについて引き上げというようなお声もなかったといえますか、あっても立ち話程度ということだったものですから、今年度に至るまで、1300 円ということでした。これが事実で実態でございます。

ですけれども、やはり掛かった経費が、手弁当で行って全く赤字になるということ等

がもし現実にあるのであれば、そこはデータは取らせていただいた上で、適正な価格と
いうのを算出すべきかと考えております。

Q もうひとつ、毎年の鳥獣被害額と捕獲隊の人数、或いは出の延べ人数との関係性など
は捉えていますか。

A 捕獲隊の人数ですけれども減少ということで、確かに被害額につきましては、今手元の
資料で見る限り、これは減っております。基本的に伊豆市の場合、この被害額につきま
しては農家への1年間の被害の有無とか、数値はアンケートを農家の皆様に取らせてい
ただいて、それを集計した上で、被害面積と被害額を出していますが、これは一番多い
ときには、1億円以上というような数字がありました。昨年度で2300万円程度です
から、かなり減ってるということです。これはただアンケートを基にしていますので、実
際科学的な根拠ではありませんが、あくまでもアンケート集計すると、減っております。

ただ、捕獲隊も先ほど申し上げたとおり減ってはいるんですけども、そこまで急激に
半分になったとかということではないので、生息数は、県が糞量調査といって、定点で
これはシカに限ったことなんですけども、糞の調査をしていると、平成28年をピークに
推定生息数も減ってはいないです。多少微減ということですので、そういったことをト
ータルしているんですけども、捕獲隊員数の減少幅と被害額の減少幅で比較すれば、被
害額が圧倒的に大きな幅で減っているというのが今実情と考えてます。

Q 私小規模でやってるんですが、毎年アンケートが来ますけれど、面倒だから、被害
額ゼロと出していますが、ほとんどそのような方が多いのではないかなと思います。

Q 被害額って、例えば家庭菜園で、自分たちの食べる分全部被害に遭っても、金額とし
て算出できないです。そういった人たちが数重なると、もう作るのやめようという人が
増えている。それが現実ではないかと思います。だから必ずしもその業としてやってる
農家の被害額だけではなくて、耕作放棄地を減らすとか小規模農家のこと考えると、金
額にあらわれない被害は結構影響が大きいと思ういますから、その辺のところも配慮し
ていただきたいと思います。

A 今、杉山委員がおっしゃられたとおりで、私どものこの毎年やっているアンケートと
いうのは、部農会がない地区もございますけども、部農会、基本的には農家の皆様にア
ンケートを取らせていただいているので、もしかすると家庭菜園的に部農会にも所属して
ない方が、やはり自分で食べる分を趣味で作ったら、一夜にして全滅してしまったとい
うお声は聞きますし、分譲地等でも敷地内に小さい畑をやってるんだけど、やっぱりシ
カに食べられたっていうご相談もあることは事実ではありますが、なかなかどの方がそ

こまで、っていうところまで把握できてないものですから、担当課の農家として把握できている方にアンケートを毎年お配りして、当然 100%回収率があるわけでは当然ないし、被害があってもゼロでっていう方もいらっしゃると思いますので、どこまで適正かというのはありますが、私どもとしては、1 回これをやることによって、どの程度効果があるかという数字としては一応持っているような状況で、今杉山委員がいわれたような相談などがあることは、私どもも承知はしております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 択) 挙手全員。採択。

【陳情審査】

萬城の滝キャンプ場の今後についての陳情

(補足説明) 事務局長

(所管課説明) 産業部、観光商工課

(質 疑)

Q この文章を読む限り、E さんは比較的このリキャンプさんに対して、すごく反抗的な文章ですね。課長が答弁したことが事実ならば、E さんの個人的な思いがすごく入っていると自分なりに解釈しました。

もう 1 点は、地権者の方がリキャンプさんとの接点の中で、批判的な意見がないと伺いました。地権者の方なら土地代が安定的に入ってくるから別に問題ないのかと感じるんですけども、それより問題は、このキャンプ場と滝の近辺が、中伊豆地域の方にとっても憩いの場でありプラスになってるのかが我々とする、一番なんです。

そういうことを踏まえて、このリキャンプさんと地域住民の方とは上手くいってるんでしょうか。その辺をお聞きしますと同時に、これ問題は、指定管理が 3 年ですね。今現在の審査会においては、点数まで把握してないですね。もし、今の E さんの現状が、思いが伝わって審査会の人たちが点数を悪くすると、これリキャンプさん没になるんですね。その辺もあわせてお願いします。

A まず地元との関係については、先ほど申し上げた通り 8 月上旬に地元の説明会を開い

て、地元の方々とも意見交換を行ったところではありますが、みずからリキャンプさんの計画に賛同し選んだのだけど、運営していく中で困ったことや悩むことがあったなら、もっと地元と市と一緒に課題解決を見いだすなど、お互いにコミュニケーションが足りなかった部分はあるかなというようなご意見をいただきましたが、今でも大体月1回ぐらいですね萬城の滝協働の会の皆さんが、萬城の滝、キャンプ場の周辺の草刈もやっていたいておりまして、それにリキャンプの従業員も参加するなど、お互いでそのような作業も実施しているところもありますので、良好な関係性は継続されているものと思っております。

審査会の点数というのは、今現時点では、募集をしているだけです。その募集の中ではこういう項目で採点はしますということは提示してありますが、あまり細かい採点配分を出してしまいますと、そこに重視をすると得点を稼げることになってしまいますので、指定管理の場合は、公募の中ではその配分は隠すというわけではありませんが、あえて公にしないんです。審査会には、採点する場合にはお出ししますが。それは審査会の中でプレゼンを聞きながら、審査委員たちが得点をつけるものです。

Q ということは、リキャンプさんと地主さんとか、そのあたりの方は除いてリキャンプさんとEさんのような思いを持ってる方、Eさんに賛同する方って結構いらっしゃるんですかね。もしいるようでしたら、リキャンプさんとEさんのような意見を持ってる人と、結構会い相違する感じがするんですけど、その辺は皆さんはどのように捉えておるのか。もしそれがわりと大きな相違点だったら、ちょっと問題視する必要もあると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

A 観光商工課としましては今現在運営をしていただいているリキャンプさんに対して、今回のような陳情によってこういったご意向が寄せられたのが初めてで、個別に何らか苦情といいますか、そういったものは聞いておりませんので、そのウエイトというか、どれだけ賛同される方がいらっしゃるのかというところはちょっとわかりかねます。

Q 指定管理っていうのはね、審査会のメンバーによって点数がガラリ変わるんです。ですから、比較的理解のある方がいらっしゃれば、点数は当然優、良になるでしょうし、理解のない方になればペケになるです、そういうこともあります。だから何とも言えませんけれども。

虹の郷の場合はもうグズグズだったけども、指定管理者が振興公社だったけど、能力がないからと批判してしまったので、今の形になったんですけども。市としては、市の負担がないように、そしてなおかつ地域の皆さんが憩いの場となるような形を、ベスト

な状態で、リキャンプさんとも交渉の上で進めていただきたいと思います。

Q リキャンプさんとの契約のときに、県の補助金等を使ったものがあるのですぐには売却しないで、その期間が過ぎたらということで指定管理になったと思っていますが、現状、ふたを開けて営業したら厳しい状況で、その約束は全くの反故なんですか。それとも新会社を作ってとりあえずもう1期ぐらいは、指定管理者を続けながら、いずれは買ってくれるっていうことの話は、現時点であるのでしょうか。

A おっしゃるとおりもともと話の成り立ちが売却を前提として話が進んでいく中で、補助金の絡みによって指定管理を導入したという経緯があるので、約束といいますかそういったところでは、先ほども説明したとおり指定管理満了後には売却というところではあったのですが、あくまでもそれを文書として契約を取り交わしたわけではなく、あくまでも指定管理制度として、自治法に基づいて協定を締結して指定管理制度導入しているところにとどまっておりますので、内容としてその約束が反故なのかとなると、今現時点では相手方はもう買えませんというお話なものですから、それを過去の約束があるのでどうしても買えということも、市としてはなかなかいうこともできず、ただ、地元の方々ともお話する中では、いろいろその他にも事業者がいた中で、今ある手つかずの自然を生かしたキャンプ場を運営するという事業計画に賛同されて、リキャンプを選んで、今後も継続して、キャンプ場として運営をしていってもらえれば、それが一番ありがたというような地元のご意見もありました。

我々は財政的な部分でも売却っていうところが理想とはしていたのですが、今回のその社会情勢によって、民間企業は当初の計画どおりに物事が進まないということはあるので、仮にこれが売却をした後に赤字で、今後はキャンプ場を経営していかないとなると、撤退されてしまうわけです。そこでキャンプ場運営がされなくなってしまうというところもありますので、地元の皆さんが望むように今後も継続してキャンプ場として、あそこを運営していただきたいていいうところでは、当然今度新たに公募した事業所と売却人とか民営化に向けての協議は進めますが、そういった面からすると、指定管理というある程度の一定の制約の中でキャンプ場を運営していくということも選択肢のひとつなのかと思っているところでありまして、継続してキャンプ場として運営していくには指定管理以外の方法もあろうかと思っておりますので、そういったことも踏まえて、今後新たに今度指定します指定管理者と、その指定管理期間の中で、その後の利活用については、協議をしていきたいと考えております。

Q 今思い出したんですけど、オーバーツーリズムなっちはいけないという地元の意向が

あったものですから、それでリキャンプさんが喜ばれ、歓迎された。その思いというのは、今でも変わらない。ただ伊豆市としてみれば、なるべく方針として、公共施設については売却していきたいという目的があるんですけど、説明の中では指定管理をまたさに行うんですけど、負担なしでやってもらうということで、向こうで営業しながら収益を上げていただいて、地元の人とも和気あいあいでもらえればいいっていう考えのもとに進めていくという方針でいいわけですね。そうするとEさんはどこでどういう勘違いしているかという部分もあると思いますけど、市長にも陳情書が上がってますので、そこはしっかりと答えていただきたいなと思ってますけど、いかがでしょうか。

- A この陳情書が上がる前に、今後の萬城の滝キャンプ場の運営については当然地権者の皆さんや地元の関係者の皆さんのご理解やご協力が必要なものですから、実際にはこの7月1日にこの陳情書はあるんですけど、それに先立つ6月28日に、我々が地権者に、もともとのお約束だった売却がなくなった旨と、それを受けて指定管理を継続したいというお話を、地元の団体の代表の方にご説明に行って、そこで地元の皆さんにご説明する必要がありますよね。やった方がいいですよねという意思確認をした上で、最終的に先ほど申し上げたとおりこの指定管理を継続するということが市長戦略会議で決定したんですけど、担当課としても市長戦略会議に諮るにあたって、地元は何て言ってるのという話になってしまいますので、その開催に向けて、事前に地元の方々のご意向を確認をした上で、このとおりで続けてもらえばという内諾をいただいたものですから、市長戦略会議に、地元はこう言ってますということで、それを踏まえて、市長戦略会議の中で指定管理を継続しようという決定をしたところです。

その指定管理、市長戦略会議の決定を受けて、市の方針が決まったものですから、地権者の皆さんに、あらためて市としてもその方向でいくという決定をしましたので、公募を開始させていただきますとなりました。その中で、前に地元の皆さんが選ばれたような自然を生かしたといいますか、現状のリキャンプさんをお願いをしているような内容で、公募はさせていただきますのでということで、ご理解をいただいているところもございまして、今委員がおっしゃられたような地元の憩いの場になるように、今後も継続して指定管理でやっていけるように、指定管理者の選定をこれからして参りたいと考えております。

- Q Eさんに誤解の部分もあるので、そこはしっかりとお伝えしていただけるっていうことでよろしいですか。

- A Eさんに、私どもから、その辺りも説明をさせていただければと思います。

Q これも私が陳情を受けたので、その部分の説明だけさせてください。

部長からも、見解が冒頭で述べられましたけど、要するにEさんは、伊豆市の進めている公共施設の再配置を全面的に否定はしてないけども、一部はちょっと違うのではないかなと思ってますっていうことが根底にあるのです。そこの最後の方にも書いてありますけど、特に萬城の滝キャンプ場のような施設は、市で持ち続けて、今でもそうだけでも地元の人が整備もある程度やっているの、地元の人が、管理をしながら昔のような萬城の滝祭りをやりたいなと思っているというのがベースにあります。

ここでいってる赤字の補填云々というのは、滝祭りをやって2日間を、キャンプのお客さんは取れないので、その分をいろいろ言葉はあるかもしれないが、市で出してるというのはおかしいのではないかと、いってるわけです。もともと地元でやっていたところに商売をやらせてあげているのだから、その2日間ぐらいタダで使わせるのは当然だというそういう感情論なんです。ここでいってるのは、それでその不自由を来たすというのは、例えばどこの小学校かははっきり聞かなかったですけど、せっかく同じ市内にあるのに、例えば長泉まで子どもがキャンプに行ってしまう。市内の同じ中伊豆であれば、もし気になるお子さんがいたとしたらですけど、親御さんなどがちょっと夜見に行くこともできるけど、わざわざそっちまで行かなきゃならないというのは、なんで近くにあるのにわざわざ遠くまで行かなきゃならないのかなという、素朴な疑問というか、そういうことをここで言ってるわけです。その辺の考え方の違いなので、Eさんの考え方は一概に悪いともいえないし、そもそもこれを受けた理由は議会として、萬城の滝キャンプ場の指定管理を議決してるわけですよ。リキャンプに対して3年後に建物を売却して民営化する方針だと聞いて、それを可決したという流れがありますので、流れが変わってきてるのであれば、もう1回議会としても確認する必要があると思ったのでこれを受けましたということです。

今皆さんからいろいろ意見を伺ったので、その経過を今回についてはこういう意見が出てこういう審議をしましたという内容をお届けするということではいいのではないかと、局長が最初いってくれましたので、今後の方針については、担当がしかるべく地元ともちゃんと交渉してくれてるようですので、進めていただけたらいいかなと思っています。

Eさんがどうしてももらいたいと思っているかは、例えば観光協会中伊豆支部で1回受けて、それを萬城の滝周辺整備協働の会員が実際は運営するとか、そういう地元の人だけでできればそれが理想だと思ってるっていうことです。

Q 陳情者が、どこでこの情報仕入れたのか。少し間違った情報を仕入れてこの中に落と

し込んでるんじゃないかなと思います。そうすると、市長の言葉を借りれば、生産性の向上に繋がらないです。無駄な議論をしてしまっている。だから、議長が請願を受けた側としてのお話をいただきましたけども、やはり正確な情報をきちんと仕入れて、請願をしていくというならわかりますが、どうも違うような感じがしてなりません。

課長がいうことは、多分、間違っていないと思いますから、請願を受けるについても、真実性といいますけど、そこをしっかりと担保することが、受ける方にも責任があるのかなと私は思います。

(審 議) 会議記録を陳情者に渡す。

【意見書等】

地震財特法の延期要望意見書

(補足説明) 事務局長

(質 疑) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。